

令和7年4月より『出産・子育て応援事業』が『妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業』に変わります

令和7年4月1日以降、出産された方へ

包括的な子育て支援に取り組んでいます

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 のご案内

周南市では、令和7年4月から「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」を実施しています。

この事業は妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与すること、また妊娠時から出産・子育てまで一貫してすべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施することで必要な支援につなぎ、包括的に子育て家庭を支援するものです。

下記の事業の概要と申請方法をご確認の上、お手続きをしてください。

■事業の概要

妊婦等包括相談支援

妊娠中や産後、子育てのことを保健師などの支援者がサポート

妊婦のための支援給付

出産や子育てに必要な費用の助成



まちぐるみで妊娠・出産・子育てをサポート
産科・小児科・子育て支援センター・子育てボランティアなど



「妊婦支援給付金」の申請方法については、裏面をご確認ください。

《妊婦支援給付金の申請について》

1. 対象者 令和7年4月1日以降に出産された方または出産される予定の方
※令和7年4月1日以前に出産された人は出産・子育て応援ギフトを支給します
(給付額は妊婦支援給付金と同額です)
2. 支給要件 妊婦であることを申請し、妊婦支援給付の認定を受けること
3. 内容 【1回目】妊婦1人につき5万円を支給
【2回目】胎児1人につき5万円を支給
4. 申請方法 【1回目】妊娠届出(母子手帳交付)時に、妊婦であることを申請
【2回目】胎児の数の届出を申請(出産予定日の8週間前の日以降)

Q. 引っ越した場合には、支給はどうなりますか？

A. 妊婦支援給付金の支給はそれぞれ1回限りとなりますので、引っ越す前の住所地で支給を受けた場合、引っ越した先の市町村では支給を受けることができません。詳しくはお問い合わせください。

Q. 流産・死産・人工中絶の場合には、支給はどうなりますか？

A. 流産、死産、人工中絶の場合でも、妊婦支援給付金の支給対象です。妊娠届前に流産等した場合でも、流産等の前に医師が胎児心拍を確認している場合は、医師による診断書等の提示をもって妊婦支援給付金の支給が可能です。

《妊婦等の相談支援について》

妊婦やそのご家族等からの妊娠、出産、子育てについての相談を受け、情報提供や支援等を行います。

例えば・・・

【妊娠届出(母子手帳交付)時】 出産までの過ごし方、妊娠中・産後の不安等

【産後・育児期】 産後の不安、子どもの発育、育児の不安等

あんしん子育て推進課には、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、公認心理師、保育士がいますので、妊娠、出産、子育てについて、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先		
妊婦支援給付金の支給 (経済的支援)に関するご相談	周南市子育て給付課	0834(22)8460
妊婦等包括相談支援に関するご相談	周南市あんしん子育て推進課	0834(22)8550